

特別徴収税額に係る納期の特例に関する承認申請書

受付印

令和 年 月 日

東根市長 土 田 正 剛 殿

申請者

特別徴収指定番号	
----------	--

住(居)所又は本店若しくは
主たる事業所の所在地
氏名又は名称及び代表者氏名

地方税法第321条5の2第1項の規定により、特別徴収税額の納期の特例について承認されるよう次のとおり申請します。

承認を受けようとする事業所等の所在地			
承認を受けようとする事業所等に係る最近における6月間の月別給与の支払を受けた者の数及び給与金額	年 月	名	円
	年 月	名	円
	年 月	名	円
	年 月	名	円
	年 月	名	円
	年 月	名	円
徴収金を滞納し又は最近において著しく納付(入)を遅延した事由			
申請日以前1年以内に納期の特例に関する承認を取消された事実の有無			
その他参考となるべき事由			

【担当者の連絡先】

係 名		電話番号	()	-	
氏 名			内線		

特別徴収税額の納期の特例について

●特別徴収の納期の特例とは…

常時雇用している全従業員(パート含む)が 10 人未満の事業所は、申請により、特別徴収の納期を年 12 回から年 2 回にすることができる制度です。



【注】 税額通知書は 12 期(月割額)が記載されています。
税額通知書に記載された月割額を従業員の給与から天引きし、6 月～11 月分、12 月～翌年 5 月分、各々の納入書で納入ください。

●納期の特例を受けるには…

申請による承認が必要です。申請書に必要事項を記載のうえ、提出してください。
納期の特例が承認された場合は市からの承認通知を送付します。

- ・6 月分から納期の特例を受けようとする場合は**4月末**まで申請してください。
- ・5 月以降の申請も可能ですが承認通知をもって納期の特例を受けることとなりますので、承認までの期間は毎月の納期で納めてください(遡っては適用されません)。
- ・承認を受けた翌年度以降、再度申請する必要はありません。

●納期の特例の要件に該当しなくなった場合

承認を受けた後は毎年度、納期の特例が継続されますが、常時雇用している従業員(パート含む)が 10 人未満でなくなったときは、遅滞なく「納期の特例承認取消届出書」を提出しなければなりません。

●納期の特例に関する注意点

常時雇用している従業員数は、東根市以外に居住する方も含めて 10 人未満です。